

景品表示法に基づく措置命令に関する お詫びとお知らせ

この度、マルキュー株式会社は、消費者庁より弊社が販売する「生分解性くわせエサ」31 製品のパッケージ、及び広告について、実際のものよりも優良であると誤解させる表示をおこなっていたとして、不当景品類及び不当表示防止法（以下景品表示法）に基づく措置命令を受けました。

対象 31 製品はこちら

弊社製品をご愛顧いただいているお客様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることになり、深くお詫び申し上げます。

概要

対象製品のパッケージ、及び広告において、「本品は水中の微生物によって分解される生分解性樹脂を使用しており、保存液も含め全て魚や人体に無害です。」などの性質を持つ製品のように表示がなされておりました。しかし、実際には対象製品における生分解性能は、対象製品の置かれた様々な条件によって大きく変化します。そのため、景品表示法第5条第1項に該当する「実際のものよりも優良であると誤解させる表示」に該当するとして、消費者庁より同法第7条1項に基づき措置命令を受けました。

表記の変更について

消費者庁よりご指摘いただいている点につきまして、対象製品の弊社ウェブサイトにおける表記については既に変更いたしました。

対象製品のパッケージについては表記を変更したものを準備しております。

対象製品の成分について

今回の措置命令は、対象製品の生分解性の表記に関するご指摘になります。対象製品の主成分については従来の内容に間違いはございません。これまで通りご使用いただくことができます。成分：ポリビニルアルコール（PVA）、摂餌成分、増粘剤、保存料をベースに、必要に応じて着色料、添加物を使用しております。

再発防止について

弊社は、今回の措置命令を重く受け止め、パッケージ、及び広告等において誤解を招く表示がないよう、チェック体制を一層強化するとともに、再発防止に努めてまいります。